平成30年11月30日開会

平成30年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目	次
---	---

第	1		号	平成30年度徳島県一般会計補正予算(第5号)	1頁
第	2		号	平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	5
第	3		号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	7
第	4		号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正	
				について	-
第	5		号	徳島県税条例の一部改正について	13
第	6		号	徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	15
第	7		号	徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について	17
第	8		号	徳島県立学校設置条例の一部改正について	
第	9		号	当せん金付証票の発売について	21
第	10		号	徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について	23
第	11		号	徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について	25
第	12		号	旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について	
第	13		号	訴えの提起に係る専決処分の承認について	29
報	告 第	1	号	損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	31
報	告 第	2	号	損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	33
報	告 第	3	号	損害賠償(庁舎事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	35
報	告 第	4	号	損害賠償(学校事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	37
報	告 第	5	号	損害賠償(警察施設事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	39
報	告 第	6	号	損害賠償(捜査活動に伴う物損事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	41
報	告 第	7	号	損害賠償(給与の支払遅延)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	43

補正予算説明

1	平	成30年度	徳島県一般	会計補正予算(第5号)記	説明書			47頁
(1)	歳入歳出	補正予算	(第5号) 事項別明細書…				47
	1	総	括					47
	2	歳	入					51
	3	歳	出					61
(2)	補正予算	(第5号)	債務負担行為で翌年度以降	降にわたるものについて	ての前年度末までの支出	額又は支出額の見込み	
		及び当該	年度以降の	支出予定額等に関する調	書			69
(,	3)	補正予算	(第5号)	地方債の前年度末における	る現在高及び当該年度オ	における現在高の見込 。	みに関する調書	71
2	平	成30年度	徳島県特別	会計補正予算説明書				73
(1)	補正予算	に係る債務	負担行為で翌年度以降に	わたるものについての前	前年度末までの支出額又は	は支出額の見込み及び	
		当該年度.	以降の支出	予定額等に関する調書 …				73

第 1 号

平成30年度徳島県一般会計補正予算(第5号)

平成30年度徳島県一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500,041,401千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の追加及び変更は,「第2表債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 60, 089, 318 1, 227, 326	千円 61, 316, 644
	1 国 庫 負 担 金	30, 720, 180 155, 126	30, 875, 306
	2 国 庫 補 助 金	28, 405, 260 1, 065, 500	29, 470, 760
	3 委 託 金	963, 878 6, 700	970, 578
10 財 産 収 入		1, 160, 344 908	1, 161, 252

			1	財	産	運	用	収	入	747, 006	908	747, 914
13 繰	į	越金								7, 780, 056	37, 066	7, 817, 122
			1	繰		越			金	7, 780, 056	37, 066	7, 817, 122
15 県		債								56, 156, 000	629, 000	56, 785, 000
			1	県					債	56, 156, 000	629, 000	56, 785, 000
	歳	入	·	合		Ē	it			498, 147, 101	1, 894, 300	500, 041, 401

歳 出

		款		項						補正前の額	補 正 額	計
2	総	務	費							千円 30, 386, 593	千円 630, 700	千円 31, 017, 293
				2	企		画		費	5, 572, 451	624, 000	6, 196, 451
				7	統	計	調	査	費	331, 882	6, 700	338, 582
4	衛	生	費							29, 897, 726	107, 000	30, 004, 726
				4	医		薬		費	11, 044, 316	107, 000	11, 151, 316
6	農	林 水 産	業費							32, 171, 118	1, 142, 900	33, 314, 018
				5	林		業		費	11, 478, 135	1, 142, 900	12, 621, 035
10	教	育	費		·		·			85, 083, 697	13, 700	85, 097, 397

	6 社	会	教	育	費	2, 731, 613	13, 700	2, 745, 313	
歳 出	合		計			498, 147, 101	1, 894, 300	500, 041, 401	

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事	項	期	間	限	度	額
徳島県立南部防災館の管理運営協定		自 平成第	31 年 度 35 年 度		61, 7	703千円
漁港施設災害復旧事業工事請負契約		平 成 31	年 度		600, 0	000千円
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定		自 平成第	31 年 度 35 年 度		285, 8	845千円
県営住宅建設事業工事請負契約		平 成 31	年 度		20, 0	000千円

2 変 更

事	項		補	Ī	Ī	É.	前				補	j	正		後	
事		期		F	間	限	度	額	ļ	钥		1	il .	限	度	額
緊急地方道路整備事業工事請負等契約		平 成	31	年	度		1, 320), 000千円	平	成	31	年	度		1, 795,	000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等勢	2約	平 成	31	年	度		70), 000千円	平	成	31	年	度		220,	000千円
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等基	22約	平 成	31	年	度		400), 000千円	平	成	31	年	度		650,	000千円
地すべり対策事業工事請負等契約		平 成	31	年	度		80), 000千円	平	成	31	年	度		165,	000千円
港湾改修事業工事請負契約		平 成	31	年	度		100), 000千円	平	成	31	年	度		120,	000千円

第3表 地方債補正

1 変 更

	起		<i>O</i>)	目	的		限	B	芝	額	
		[艮	V)	Н	מי	補	正	前	補	正	後
林業治山	事 業							千円 2,671,000			千円 3, 288, 000
社会教育	事 業							184, 000			196, 000
			計					56, 156, 000			56, 785, 000

第 2 号

平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項,期間及び限度額は,「第1表債務負担行為」による。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
旧吉野川流域下水道の管理運営協定		自 平成 至 平成	31 年 度 35 年 度]	1, 372,	210千円

器川市

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 晃 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

十三の頃の次に次の一頃を加える。の十七の頃とし、同表の十五の項中「の高等課程」を「(高等課程を置くものに限る。)」に改め、同項を同表の十六の頃とし、同表中十四の項を十五の項とし、る同表の十八の項とし、同表の十六の項中「対する」の下に「就学支援金(」を、「規定する就学支援金」の下に「をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同表別表第一中十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、同表の十七の項中「高等学校等」の下に「(特別支援学校の高等部を除く。)」を加え、同項

十四 肝炎の検査費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二の五の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する」を削る。

金宝

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

を提出する理由である。 住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例条 第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

ように定める。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次の

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 晃 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第三条中「県内の私立の小学校又は中学校」を「次の各号に掲げる学校」に改め、「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「別表第一の七の項に掲げる」行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年徳島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

- を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。
 - Ⅰ 県内の私立の中学校、高等学校又は専修学校(高等課程を置くものに限る。以下同じ。)別表第一の五の項に掲げる事務
 - 二 私立の高等学校 別表第一の六の項及び七の項に掲げる事務
 - 三 県内の私立の小学校又は中学校 別表第一の八の項に掲げる事務
 - 客四 県内の中学校、高等学校、国立の高等専門学校又は専修学校(中学校及び高等学校にあっては、県立のものを除く。) 別表第一の十一の項に掲げる事
- 五 県内の市立の高等学校 別表第一の十二の項に掲げる事務
- 六 県内の市立の高等学校又は国立の高等専門学校 別表第一の十三の項に掲げる事務

する」の下に「就学支援金(」を、「規定する就学支援金」の下に「をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同表の六の項とし、同表の四の項中「の高等課程」表の六の項中「高等学校等」の下に「(特別支援学校の高等部を除く。 次表の五の項において同じ。)」を加え、同項を同表の七の項とし、同表の五の項中「対給に関する法律第三条第一項に規定する」を削り、同項を同表の十二の項とし、同表中十の項をし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同別表第一の十二の項中「除く」の下に「。 次表の七の項において同じ」を加え、同項を同表の十三の項とし、同表の十一の項中「高等学校等就学支援金の支

密 副

111	るもの金の交付に関する事務であって規則で定めう生徒の授業料を軽減する事業に係る補助私立の高等学校又は専修学校の設置者が行	就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
国 展 国	則で定めるものする支援金の支給に関する事務であって規等に入学した者に対する就学支援金に相当高等学校等を退学し、再び私立の高等学校	就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
五 知事	めるもの付金の支給に関する事務であって規則で定私立の高等学校等における奨学のための給	就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
六 教育委員会	則で定めるものする支援金の支給に関する事務であって規等に入学した者に対する就学支援金に相当高等学校等を退学し、再び公立の高等学校	就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
七 教育委員会	規則で定めるものための給付金の支給に関する事務であって国立又は公立の高等学校等における奨学の	就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

111 5	tim	肝炎の検査費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
-------	----------------	------------------------------	--

を削り、同項を同表の五の項とし、同表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。		
씨의 4시/ EET) 1-1		

提案理由

出する理由である。県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提

第五号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県祝条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

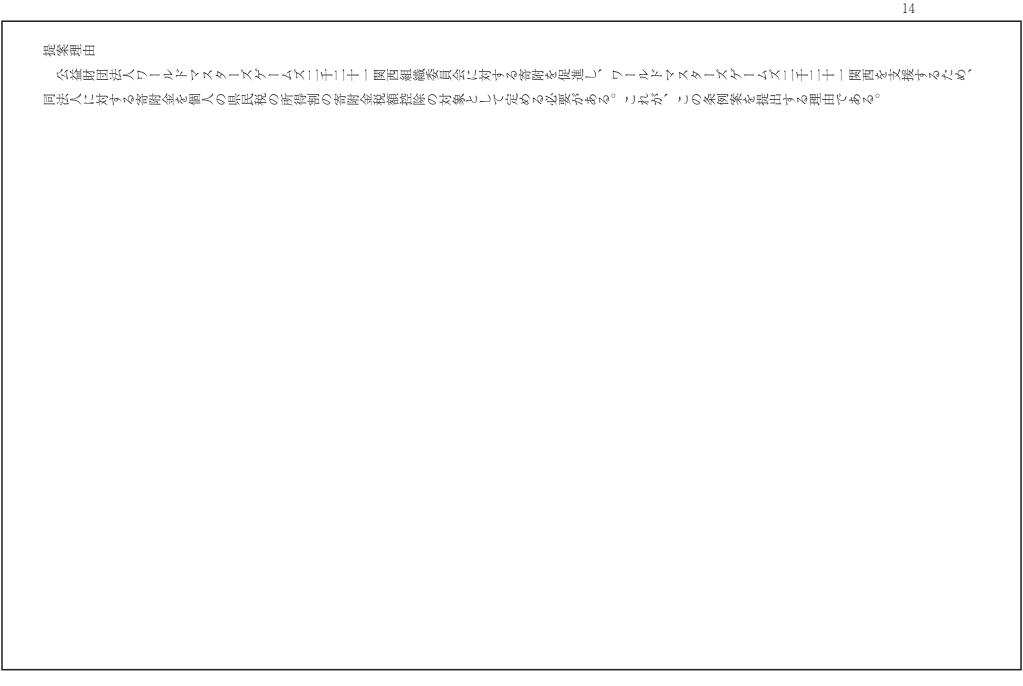
第二十九項の次に次の一項を加える。 第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第三十項の前の見出しを削り、同項を第三十一項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十四項を第三十五項とし、第三十一項から附則中第三十八項を第三十九項とし、第三十七項を第三十八項とし、第三十二項を第三十六項とし、第三十二項を第三十六項とし、第三十二項を第三十六項とし、第三十五項の前の見出しを削り、同項を第三十六項とし、

(寄附金税額控除の対象の特例)

ーズゲームズニチニナー関西組織委員会」とする。に対して寄附金を支出した者に係る第二十条の七第一項の規定の適用については、同項中「団体」とあるのは、「団体若しくは公益財団法人ワールドマスタの。平成三十一年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の県民税の所得割に限り、公益財団法人ワールドマスターズゲームズニチニナー関西組織委員会

图 图

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- いて適用する。 改正後の附則第三十項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成三十年四月一日以後に支出する徳島県税条例第二十条の七第一項の寄附金につ



平成30年11月議案及び議案説明書

第六号

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部を攻正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 簑 泉

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例(平式十二年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。 別表テニスコートの頃中「二時間一を「一時間」に、「三〇〇円」を「四〇〇円」に改め、同表備考中「二時間」を「一時間」に改める。

が 記

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

施設の攻修により利用者の利便性が向上することに鑑み、テニスコートの使用料の額を攻める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

ン中

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正について

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 晃 嘉 門

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

徳島県畜産関係使用料手数料条例(昭和二十五年徳島県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

六条の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件)」に改める。応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件)の一」を「平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号(農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十別表診療手数料の項中「昭和三十年農林省告示第七百七十八号(農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に

运宝

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

提出する理由である。 家畜の診療手数料の算定に用いる農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表が改められたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を

第八号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十一月三十日提出

徳島県知事 泉

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例(昭和三十九年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中 | 徳島県立阿南工業高等学校

阿南市宝田町

削る。

温 强

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

理由である。

徳島県立阿南光高等学校への再編統合に伴い、徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する

第 9 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により、平成31年度中において証票を次のとおり発売することができる。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 施 設 の 名 称 徳島県立南部防災館
- 2 指 定 管 理 者 海部郡海陽町大里字上中須128番地

海陽町

3 指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 施 設 の 名 称 徳島県月見が丘海浜公園
- 2 指 定 管 理 者 徳島市幸町一丁目47番地3

株式会社 スタッフクリエイト

3 指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 施 設 の 名 称 旧吉野川流域下水道
- 2 指 定 管 理 者 徳島市川内町平石住吉209番地5

旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体

3 指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年11月30日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成30年11月22日専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償請求

村目	手	方	請求の趣旨
			(1) 被告は、原告に対し、金91,043円及びこれに対する平成27年11月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

+H 42-TH	н	Н
4是 조 . 押	Н	H
	ш	L

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 1, 653, 708	平成30年1月12日	阿南市地内	平成30年10月24日
板野郡藍住町在住 1名	168, 040	平成30年4月3日	板野郡藍住町地内	平成30年10月24日
三好郡東みよし町在住 1名	57, 240	平成30年4月18日	三好郡東みよし町地内	平成30年10月24日
徳島市在住 1名	153, 500	平成30年8月5日	徳島市地内	平成30年10月25日
徳島市在住 1名	47, 520	平成30年8月10日	徳島市地内	平成30年10月25日
阿南市在住 1名	173, 383	平成30年9月21日	徳島市地内	平成30年10月25日

報告第2号

損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
小松島市在住 1名	75, 000	平成30年5月24日	海部郡美波町地内 (県道由岐大西線)	平成30年11月1日
勝浦郡勝浦町在住 1名	75, 000	平成30年5月31日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	平成30年11月1日
大阪府摂津市所在 1法人	2, 137, 000	平成30年6月10日	美馬郡つるぎ町地内 (県道上蓮小野線)	平成30年11月1日
愛媛県四国中央市在住 1名	56, 000	平成30年6月20日	三好市地内 (県道腕山宮石線)	平成30年11月1日
徳島市在住 1名	17, 000	平成30年6月20日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	平成30年11月1日
那賀郡那賀町在住 1名	114, 000	平成30年6月22日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成30年11月1日
徳島市所在 1法人	892, 000	平成30年7月6日	鳴門市地内 (県道瀬戸撫養線)	平成30年11月1日

				34
徳島市在住 1名	285, 000	平成30年7月7日	徳島市地内 (県道川内大代線)	平成30年11月1日

報告第3号

損害賠償(庁舎事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

庁舎事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額 事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
鳴門市在住 1名	円 345, 772 平成30年 9 月 4 日	板野郡藍住町 鳴門藍住農業支援センター	平成30年10月31日
鳴門市在住 1名	371,684 平成30年9月4日	板野郡藍住町 鳴門藍住農業支援センター	平成30年10月31日
板野郡板野町在住 1名	421,776 平成30年9月4日	板野郡藍住町 鳴門藍住農業支援センター	平成30年10月31日

報告第4号

損害賠償(学校事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

学校事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額 事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	739,800 平成30年9月4日	徳島市城東町一丁目 県立徳島商業高等学校	平成30年10月31日
小松島市在住 1名	420,066 平成30年9月4日	小松島市中田町 県立小松島西高等学校	平成30年10月31日

報告第5号

損害賠償(警察施設事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

警察施設事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡松茂町在住 1名	円 212, 000	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
板野郡松茂町在住 1名	592, 489	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
板野郡松茂町在住 1名	297, 626	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
板野郡松茂町所在 1法人	102, 028	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日
愛媛県今治市所在 1法人	21, 600	平成30年9月4日	板野郡松茂町 警察本部職員公舎	平成30年10月25日

報告第6号

損害賠償(捜査活動に伴う物損事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠 償 金 額 事故発生年月日 事 故 発 生 場 所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	108,847 平成30年9月3日 美馬市地内	平成30年10月25日

報告第7号

損害賠償(給与の支払遅延)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 平成30年11月30日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

給与の支払遅延に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	和	解	Ø	要	山田		専決処分年月日
香川県高松市在住 1名	徳島県は,相手方に対 ける給与の支払遅延に係	し,平成24年 る遅延損害st	F7月13日か 会として,金	ら平成30年 2, 460, 938	4月17日ま 円を支払う。	での期間にお	平成30年10月17日

補 正 予 算 説 明 書

平成30年度徳島県一般会計補正予算(第5号)説明書 歳入歳出補正予算(第5号)事項別明細書

(単位 千円)

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
01 県 税	76, 500, 000		76, 500, 000	_
02 地方消費税清算金	26, 329, 888	_	26, 329, 888	_
03 地 方 譲 与 税	13, 438, 000	_	13, 438, 000	_
04 地 方 特 例 交 付 金	135, 000	_	135, 000	_
05 地 方 交 付 税	143, 000, 000	_	143, 000, 000	_
06 交通安全対策特別交付金	290, 000	_	290, 000	_
07 分担金及び負担金	913, 605	_	913, 605	_
08 使用料及び手数料	6, 158, 274	_	6, 158, 274	_

								40	
		款				補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
09	玉	庫	支	出	金	60, 089, 318	1, 227, 326	61, 316, 644	51
10	財	産		収	入	1, 160, 344	908	1, 161, 252	55
11	寄		附		金	233, 109		233, 109	_
12	繰		入		金	88, 990, 649		88, 990, 649	_
13	繰		越		金	7, 780, 056	37, 066	7, 817, 122	57
14	諸		収		入	16, 972, 858		16, 972, 858	_
15	県				債	56, 156, 000	629, 000	56, 785, 000	59
歳		入	合	ì	計	498, 147, 101	1, 894, 300	500, 041, 401	_

(歳 出)

						補	正	額	か	財	源	内	訳	
	款		補正前の額	補 正 額	計	特	定	具	ł	源	ĺ		一般財源	頁
						国支出金	地	方	責	そ	0)	他		
01 議	会	費	971, 709	_	971, 709									_
02 総	務	費	30, 386, 593	630, 700	31, 017, 293	630, 700								61
03 民	生	費	62, 690, 173	_	62, 690, 173									_
04 衛	生	費	29, 897, 726	107, 000	30, 004, 726	70, 726						908	35, 366	63
05 労	働	費	5, 465, 834	_	5, 465, 834									_
06 農	林水産	業費	32, 171, 118	1, 142, 900	33, 314, 018	525, 900		617,	000					65
07 商	I	費	66, 218, 437	_	66, 218, 437									_
08 土	木	費	50, 579, 667	_	50, 579, 667									_
09 警	察	費	21, 643, 620	_	21, 643, 620									_

							補	正	額	0)	財	源	内	訳	
		款		補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	源			加 井 海	頁
							国 支 出 金	地	方	債	そ	0)	他		
教		育	費	85, 083, 697	13, 700	85, 097, 397				12, 000				1,700	67
災	害	復	日 費	10, 889, 007	_	10, 889, 007									_
公		債	費	74, 230, 348	_	74, 230, 348									_
諸	支	出	金	27, 769, 172	_	27, 769, 172									_
予		備	費	150, 000	_	150, 000									_
	源	振	替	0	0	0					繰越金	3'	7, 066	△37, 066) —
	出	合	計	498, 147, 101	1, 894, 300	500, 041, 401	1, 227, 3	26	62	29, 000		3′	7, 974	() —
	災 公 諸	数	災害復川 公債 計 支 出 予 備振	教 育 費 災 害 復 旧 費 公 責 出 金 計 基 基	教 育 費 85,083,697 災 害 10,889,007 公 債 費 74,230,348 諸 支 出 金 27,769,172 予 備 費 150,000 源 振 替 0	教 育 費 85,083,697 13,700 災 害 復 旧 費 10,889,007 — 公 債 費 74,230,348 — 諸 支 出 金 27,769,172 — 予 備 費 150,000 —	教 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397 災 害 復 旧 費 10,889,007 — 10,889,007 公 債 費 74,230,348 — 74,230,348 諸 支 出 金 27,769,172 — 27,769,172 予 備 費 150,000 — 150,000 源 振 替 0 0 0	禁 横正前の額 補正額 計 特 国支出金数 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397 第 復 旧 費 10,889,007 一 10,889,007 公 債 費 74,230,348 一 74,230,348 計 支 出 金 27,769,172 一 27,769,172 子 備 費 150,000 一 150,000 一 150,000 150,000 円 1	禁 横正前の額 補 正 額 計 特 定 国 支 出 金 地 数 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397 以 害 復 旧 費 10,889,007 一 10,889,007 公 債 費 74,230,348 一 74,230,348	禁 横正前の額 補 正 額 計 特 定 国 支 出 金 地 方 数 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397	款 補正前の額 補正額 計 特定財 財 数 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397 12,000 災害復旧費 10,889,007 — 10,889,007 公債費 74,230,348 — 74,230,348 諸支出金 27,769,172 — 27,769,172 子備費 150,000 — 150,000 源振替 0 0 0	款 補正前の額 補 正 額 計 特定財源 数 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397 12,000 災害復旧費 10,889,007 — 10,889,007 公債費 74,230,348 — 74,230,348 諸支出金 27,769,172 — 27,769,172 子備費 150,000 — 150,000 源振替 0 0 繰越金	禁 度 財 源 国支出金 地 方 債 そ の	款 補正前の額 補 正 額 計 特 定 財 源 国支出金 地 方 債 そ の 他 数 育 費 85,083,697 13,700 85,097,397 12,000 災 害 復 旧 費 10,889,007 — 10,889,007 公 債 費 74,230,348 — 74,230,348 諸 支 出 金 27,769,172 — 27,769,172 予 備 費 150,000 — 150,000 源 振 替 0 0 繰越金 37,066	禁 横正前の額 補 正 額 計 特 定 財 源 日 日 日 日 日 支 日 日 日 日

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

B	補正前の額	補正額	計	節		説	BB
	THILL III V 7 街只	11 11 1织	日日	区分	金 額	印L	.91
03 衛生費国庫負担金	2, 685, 157	70, 726	2, 755, 883	02 医薬費	70, 726	医療介護提供体制改革推進費(2/3)	70, 726
05 農林水産業費国庫負担金	425, 529	84, 400	509, 929	03 林 業 費 担 金	84, 400	林野地すべり防止事業費 (1/2)	84, 400
計	30, 720, 180	155, 126	30, 875, 306				

歳入 第09款 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

H	補正前の額	補正額	計	節		説	HE
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 11 11 11	日	区 分	金 額	p/L	-91
01 総務費国庫補助金	1, 061, 692	624, 000	1, 685, 692	02 企 画 費 軍 補 助 金	624, 000	地方大学・地域産業創生交付金	\$\frac{1}{2} \cdot \frac{2}{3} \cdot \frac{3}{4} \\ 624,000
05 農林水産業費国庫補助金	10, 365, 592	441, 500	10, 807, 092	05 林 業 費 国庫補助金	441, 500	治山事業費 (1/2)	441, 500
計	28, 405, 260	1, 065, 500	29, 470, 760				

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	A 妬	説	明
01 総務費委託金	290, 510	6, 700	297, 210	04 統計調査費	金 額 6,700	統計専任職員設置費	6, 700
計	963, 878	6, 700	970, 578				

(款) 10 財 産 収 入

(項) 01 財産運用収入

Ħ	補正前の額	抽	元	宏百	<u></u> =↓		節			<u>=</u>	明
Н	作业別が領	刊	Ш.	积	日	区	分	金	額	前儿	F)/J
02 利 子 及 び 配 当 金	497, 096			908	498, 004	01 利子》	及び配当金		908	地域医療介護総合確保基金積立金利息	908
計	747, 006			908	747, 914						

歳入 第10款 財 産 収 入

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

	Ħ	目 補正前の		油 正 妬	計			節			=14	HH
	Н			畑 止 領	〕	区	,	分	金	額	説	17 1
01 繰	越	金	7, 780, 056	37, 066	7, 817, 122	01 繰	越	金	3	37, 066		
	計		7, 780, 056	37, 066	7, 817, 122							

(款) 15 県

債

(項) 01 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
П	↑冊Ⅱ↓円♥ノ街	1111 1111 1111	口口	区 分	金額	μÆ	77
05 農 林 水 産 業 債	5, 702, 500	617, 000	6, 319, 500	02 林 業 費 債	617, 000	治山事業費	522, 000
						林野地すべり防止事業費	95, 000
09 教 育 債	4, 011, 300	12, 000	4, 023, 300	04 社会教育費債	12,000	文化財保護費	12, 000
計	56, 156, 000	629, 000	56, 785, 000				

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

	補正前	1.5 - 4	1		E 額 の	財 源 卢	可 訳		í	節			=27	пп
目	の額	補正額	計	特 国支出金	定 財 地 方 債	源 その他	一般財源	X	,	分	金	額	説	明
02 計画調査費	3, 018, 237	624, 000	3, 642, 237					01 報		酬		1, 500	1 地分八子 地域座未削工文域	費 624,000
		·		·				08 報	償	費		500	支援費補助金 事務費	464, 500 159, 500
								09 旅		費		500		
								11 需	用	費	50	0,000		
								13 委	託	料	,	2,000		
								15 工事	事請負	費	20	0, 000		
								18 備品	品購入	費	8	5, 000		
								19 負担 及て	旦金、補 び交付	#助 金	46	4, 500		
計	5, 572, 451	624, 000	6, 196, 451	624, 000										

歳出 第02款 総 務 費

(項) 07 統計調査費

н	補正前	14 7 67	1	補」	E額の	財源内	可訳		節	i			HH
目	の額	補正額	計	特 国支出金	定 財	源 その他	一般財源	区	分	5	金 額	説	明
03 県民経済基本調査費	1, 573	6, 700	8, 273	6, 700				08 報	償 ፻	費	285	1 加工統計調査費	6, 700
								09 旅	19 19	費	800		
								11 需	用了	費	115		
								13 委	託 米	料	5, 500		
計	331, 882	6, 700	338, 582	6, 700									

(款) 04 衛 生 費

(項) 04 医 薬 費

→	補正前	44	1	補	圧額の	財源	可 訳		節			=)/	
	の額	補正額	計	特 国支出金	定 財 地方債	源 その他	一般財源	区	分	金	額	説	明
02 医 務 費	9, 876, 269	107, 000	9, 983, 269			財収 908	35, 366	25 積	立 金	107,	000	1 医療衛生費 地域医療介護総合確保	基金積立金 107,000
計	11, 044, 316	107, 000	11, 151, 316	70, 726		908	35, 366						

(款) 06 農林水産業費

(項) 05 林 業 費

	補正前			補工	E 額 の	財源内	可訳		節			
目	の額	補正額	計	特 国支出金	定 財	源 その他	一般財源	区	分	金 額	説	明
06 治 山 費	3, 170, 236	1, 142, 900	4, 313, 136					07 賃	金	3, 600	1 治山事業費	963, 500
								08 報	償 費	350	2 林野地すべり防止事業費	179, 400
								09 旅	費	2, 200		
								11 需	用費	34, 100		
								12 役	務費	3, 000		
								13 委	託 料	107, 300		
								14 使月	月料及び 借 料	2, 450		
								15 工事	事請負費	967, 200		
								18 備占	品購入費	18, 200		
								22 補 亿	賞、補 塡 ド賠 償 金	4, 500		
計	11, 478, 135	1, 142, 900	12, 621, 035	525, 900	617, 000							

歳出 第06款 農林水産業費

(款) 10 教 育 費

(項) 06 社会教育費

	補正前	14 7 45	⇒. 1			財 源 卢	为 訳 質		節	j		51/	P.D.
	の額	補正額	計	特 国支出金	定 財 地方債	源 その他	一般財源	区	分	金	額	説	明
03 文化及び文化財費	1, 091, 272	13, 700	1, 104, 972		12,000		1, 700	19 負担金	之、補助 交付金	1	.3, 700	1 文化財保護費 文化財保存修理費補助金	13, 700
計	2, 731, 613	13, 700	2, 745, 313		12, 000		1, 700						

歳出 第10款 教 育 費

補正予算(第5号)債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出に係る分)

		-		前年度	末までの 見込)額	当該年月	度以降の 定額	左	の財		訳
事	項	限	度 額	期間	見 込) 額	期間	予 定 額 金 額	特 国支出金	定 財	源 そ の 他	一般財源
徳島県立南部防災館の管理運営	協定		千円		千円		千円	<u> </u>	千円	千円	千円
			61, 703			平成31年度 至 平成35年度	61, 703				61, 703
漁港施設災害復旧事業工事請負	契約		600, 000			平成31年度	600, 000	468, 320	131, 000		680
徳島県月見が丘海浜公園の管理定	運営協		285, 845			自 平成31年度 至 平成35年度	285, 845				285, 845
県営住宅建設事業工事請負契約	1		20, 000			平成31年度	20, 000	9, 000	9, 000		2, 000
緊急地方道路整備事業工事請 負等契約	補正前		1, 320, 000			平成31年度	1, 320, 000	842, 160	417, 148	6, 000	54, 692
	補正後		1, 795, 000			平成31年度	1, 795, 000	1, 121, 720	592, 148	6, 000	75, 132
河川管理施設長寿命化事業工 事請負等契約	補正前		70, 000			平成31年度	70, 000	35, 000	31, 000		4, 000

				前年度末までの 支出(見込)額	当該,年,	度以降の 予 定 額	左		源 内	訳
事	項	限	度 額				特	定 財	源	一般財源
					質 期 間	金額	国支出金	地方债	その他	
			千円	=	f用	千円	千円		千円	
	補正後		220, 000		平成31年度	220, 000	110, 000	98, 000		12,000
	1670				- Dog 6-1			100 000		
床上浸水対策特別緊急事業工 事請負等契約	補正前		400, 000		平成31年度	400, 000	200, 000	180, 000		20, 000
尹胡貝守矢称 										
	44-工公		CEO. 000		五字01左左	250,000	005 000	000 000		00,000
	補正後		650, 000		平成31年度	650, 000	325, 000	292, 000		33, 000
地よいり対策事業工事連合な	先工公		00,000		亚代01左库	00,000	40,000	20,000		4 000
地すべり対策事業工事請負等 契約	補正前		80,000		平成31年度	80,000	40, 000	36, 000		4, 000
Jens										
	補正後		165, 000		平成31年度	165, 000	82, 500	74, 000		8, 500
	7册11.7久		105, 000		一十成31千及	103, 000	62, 500	74,000		0, 300
港湾改修事業工事請負契約	補正前		100,000		平成31年度	100,000	50,000	31,000	15, 000	4,000
127000岁水工争朋兵关机	ויון דדר נויו		100,000		1 /3/31 — /2	100,000	50, 000	31,000	10,000	4,000
	補正後		120,000		平成31年度	120,000	58, 000	39, 000	18,000	5, 000
	1111111		120,000		1 /201 7/2	120,000	55, 500	53, 000	10, 000] 3, 500

補正予算(第5号)地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前年	度末	当該分	当 該 年 度 中 起 債 見	年 度 中 L 込 額	増 減 見 込 み 当該年度中元金償還見込額			当該年度末現在高見込額		
 		現	在 高	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補 正 額	計
			千円		千円	千円			千円	千円	千円	千円
1 普 通	債	4	89, 826, 867	42, 794, 000	629, 000	43, 423, 000	42, 307, 637		42, 307, 637	490, 313, 230	629, 000	490, 942, 230
(2) 農 林 水	産		63, 836, 228	7, 742, 500	617, 000	8, 359, 500	5, 938, 756		5, 938, 756	65, 639, 972	617, 000	66, 256, 972
				, ,	,						,	
(0) #/	去		20 005 000	4 100 000	10.000	4 010 000	0.010.007		0.010.007	41 010 000	10,000	41 005 000
(3) 教	育		39, 925, 689	4, 198, 300	12,000	4, 210, 300	2, 810, 007		2, 810, 007	41, 313, 982	12, 000	41, 325, 982
合	計	8	29, 203, 905	67, 130, 000	629, 000	67, 759, 000	64, 479, 500		64, 479, 500	831, 854, 405	629, 000	832, 483, 405

平成30年度徳島県特別会計補正予算説明書

補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出に係る分)

	事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額			当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 特	の財産財	源 内 源	訳	
国 分 事	尹	限度額	期	間	金額	期間	金額	国支出金	地方債	その他	一般財源	
流域下水道 事業特別会計	旧吉野川流域下水道の管理運営 協定	千円 1, 372, 210			千円		千円 1,372,210	千円				

平成30年11月議案及び議案説明書